

## 静岡県再エネ電気利用促進事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーによって発電された電気（以下「再エネ電気」という。）の県内における利用拡大を図るため、再エネ電気への切替えに積極的な県内事業者等を応援する「静岡県再エネ電気利用促進事業」について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる。

- (1) 県内事業者等  
県内に事業所を有する事業者及び団体
- (2) 小売電気事業者  
電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者
- (3) 再エネ100%電気  
「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が100%の電気（FIT電気の場合は、再生可能エネルギー指定の非化石証書等の使用により、実質的に再生可能エネルギーとなる電気）

### (県内事業者等への再生可能エネルギー100%ふじっぴーの交付)

第3条 県内事業者等であって、小売電気事業者と再エネ100%電気プランに係る電気需給契約を締結し、再生可能エネルギー100%ふじっぴー（以下「再エネ100%ふじっぴー」という。）の使用を希望する者は、次の各号に掲げる書類により申請する。

- (1) 静岡県再エネ電気利用促進事業取組報告書（様式第1号）
- (2) 小売電気事業者と電力需給契約を締結していることが分かる書類
- (3) 別に定める、再生可能エネルギー100%ふじっぴー使用許可申請書

2 県は、前項の規定により県内事業者等から申請があった場合は、再エネ100%ふじっぴーを交付するとともに、県ホームページ等で県内事業者等を公表する。

3 再エネ100%ふじっぴーは、次の(1)から(7)に該当する場合は交付しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- (2) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- (3) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の

者をいう。)が暴力団員等である者

- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - (5) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 相手方暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、材料又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- 4 県内事業者等は、再エネ電気需給契約の契約状況について県より照会があった場合は、すみやかに回答しなければならない。

(再エネ100%電気プラン等の周知)

第4条 県は、小売電気事業者が提供する再エネ100%電気プラン等の情報を収集し、県ホームページ等に掲載し、広く周知する。

- 2 周知にあたっては、再エネ100%電気を供給する小売電気事業者に対して、一定の評価を与え、保証又は推奨することを目的とするものではない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和3年11月30日から施行する。